

重要事項説明書

1. 施設の概要

施設名称	医療法人 森永整形外科医院 通所リハビリセンター「ウェルネス開成」
開設年月日	平成18年9月1日
所在地	佐賀市開成6丁目5-37
T E L	0952-32-0796 (時間外 0952-31-5155 森永整形外科)
F A X	0952-32-0806
管理者名	医療法人 森永整形外科医院 理事長 森永秀史
事業所番号	4110116284

2. 事業の目的と運営方針

1) 事業目的

医療法人 森永整形外科医院が開設する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、法に定められた理学療法士、看護師若しくは准看護師、介護職員により要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

2) 運営方針

1. 医療法人森永整形外科医院 通所リハビリセンター「ウェルネス開成」(以下「当事業者」)は看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、その能力に応じた日常生活の質の向上及び身体的、精神的負担の軽減を図るよう支援する。また、要支援者になられた方にはその状態に即した自立支援と「目標指向型」のサービスを提供する
2. 当事業者は、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続するために立案された居宅介護サービス計画に基づきリハビリテーション計画を立て、リハビリテーションの評価を行い心身の機能の維持回復をはかるものである
3. 職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする

3. 施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1名		病状に応じて適切な診療を行うと共に、施設従事者の管理、指導を行う
看護師または准看護師		1名以上	医師の指示により利用者の医療看護に関する業務を行う
理学療法士	1名以上		機能回復訓練等に関する業務を行う
介護福祉士	2名以上		介護全般に従事する
介護職員		2名以上	介護全般に従事する

4. 利用日及び利用時間

利 用 日	月曜日から金曜日（祝祭日も通常通り営業いたしております） * 但し、お盆・年末年始を除く
サービス提供時間	午前 9時 00 分～午後 4時 00 分 * 時間の延長をご希望の場合はご相談ください。
連絡受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 * その他の時間は留守番電話となります。
サービス地域	佐賀市内 (諸富町 三瀬村 富士町 蓮池町 川副町 東与賀町 久保田町を除く) * 但し地域外よりご自分で来所される場合はこの限りではありません。

5. 利用料

1) サービス利用料

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料は法令の定める額となります。但し、法令の改正により利用料が変わることもありますので、その場合は事前にお知らせします。

2) 食事の費用

食事代として定めた金額をいただきます。ご自分でお弁当等を持参されても結構です。但し、外に食べに行くことはご遠慮ください。

3) 入浴の費用

法令の定める額とする。但し、別途入浴雑費代として定めた金額をいただきます。

4) 日用品の費用

1 日あたり定めた金額をいただきます。

5) その他の費用

教養娯楽における材料費、行事等によってかかる費用、おむつ代などが発生した場合は、その都度ご相談の上、実費を頂きます。

6) 料金の支払い方法

毎月 10 日ごろに、前月分の請求書を発行します。佐賀銀行よりの自動引き落としをご契約の方は毎月 17 日(土曜・日曜・祭日の場合は翌営業日)に引き落とされます。現金にてお支払いの方は、25 日までにお支払下さい。お支払が完了しましたら、領収書を発行いたします。

6. 緊急時の連絡先

サービス提供中に事故或いは体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。
また、当事業所においてになられた後、体調が悪くなられた場合は、速やかに利用を中止しご家族の皆様と連絡をいたします。その際ご自宅での静養をお勧めする場合があります。
ご利用者様はその日によって身体の調子に違いがあります、又、記憶に少し障害がありますと、普段と違った行動をとられることもあります。ご家族の方との連絡を密にして、事故の予防に努めたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

7. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただく為に、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止します。

8. 賠償責任

- 1) 当事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- 2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯し当施設に対してその損害を賠償するものとします。

9. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0952-32-0796
	FAX 番号	0952-32-0806
	相談員	山下 有里
	対応時間	8:30-17:30

それぞれの相談・苦情に対し検討を行い、必要と思われる事項につきましては迅速かつ誠実に対応しご説明いたします。

苦情はお近くの職員にご相談されても結構です。

また、ご意見箱を常設しておりますので、いつでもご利用ください。

○ 公的機関においても苦情申出等ができます。

佐賀中部広域連合	所在地	佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル 5階
	電話番号	0952-40-1111
佐賀県国保連合会 介護保険係	所在地	佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館
	電話番号	0952-26-1477
	FAX 番号	0952-26-6123
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。)

10. 第三者評価の実施状況 無